



令和6年10月24日

各団体の長 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた 取組に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされており、同法に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和6年8月2日閣議決定）では、過労死等防止対策の数値目標として、週労働時間40時間以上の雇用者のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする（令和10年まで）、年次有給休暇の取得率を70%以上とする（令和10年まで）等が掲げられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、本年4月からは、建設事業、自動車運転の業務、医師等についても時間外労働の上限規制が適用されるなど、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取り組みを推進するため、厚生労働省、高知労働局では、本年も11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発を行うこととしています。

貴団体におかれましては、これまででも、働き方改革の推進及び周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、各企業において次の事項が着実に取り組まれるよう、労使間で協議を行っていただく等、傘下の労働組合に対する周知啓発について御協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 働き方の見直しに向けた取組を進めるため、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却を図り、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと

(具体的な取組例)

- ・経営トップによるメッセージの発信
- ・勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度、ノー残業デーの設定
- ・年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇） 等

2 物流事業者や建設事業者以外の事業者においても

(1) 建設工事の発注者となる場合には、受注者が週休2日を確保することに配慮した工期設定となるよう考慮いただくこと

(2) 発荷主・着荷主となる場合には、トラック運転者が長時間の恒常的な荷待ちとならない取組等を行っていただくこと

・(具体的な取組例)

- ・入庫時刻の予約など荷物の積み下ろしに関する予約受付システムの導入、運送を考慮した出荷時刻の設定 等

3 自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行うこと

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう取り組んでいただくこと

4 令和5年4月1日からの、中小企業における月・60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げへの対応も含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていただくこと

高知労働局長
菊池 宏

